広報 わかさ

Kouhou Wakasa

2021 4月号
No.192

[特集] 02
若狭町長選挙
若狭町議会議員選挙

06 ドキ! DOKI ! 情報局

08 情報BOX

15 シリーズ企画
わが村自慢 [関地区]

若狭町長選挙
若狭町議会議員選挙

令和3年4月30日任期満了に伴う
若狭町長及び若狭町議会議員の
選挙投票日が4月11日(日)
(告示日:4月6日(火))と決まりました。

〔投票日〕4.11(日)

今回の選挙は、本町の未来を託すためのわたしたちの代表を選ぶ、身近で大切な選挙です。
候補者の政見や政策などをよく聞き、よく考え、あなたの大切な一票を投じましょう。

投票できる人

選挙は、年齢が満18歳以上の日本国民で、一定の刑罰を受けていない限り、誰も選挙権を有しています。

しかし、実際に選挙をするためには、選挙人名簿に登録されていることが必要となり、今回の選挙では、若狭町の選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

なお、選挙人名簿に登録されている人は次のとおりです。※登録基準日(告示日の前日/令和3年4月5日)

▼投票ができる年齢は?

平成15年4月12日以前に生まれた人が当日に投票できます。

▼どこに住んでいる人が投票できるの?

転入届を提出した日が令和3年1月5日以前で、引き続き本町に在住している人は投票ができます。なお、1月6日以降に転入届出をした人は、選挙人名簿に登録されていませんので、投票できません。

また、選挙人名簿に登録されていても、投票日までに本町から他の市町村に転出する人は今回の選挙で投票できません。

投票所入場券

選挙人名簿に登録されている方(有権者)には、投票所入場券(ハガキ)を自宅へ送付しますので、記載事項を確認のうえ投票の際に入場券を持参ください。

▼入場券はいつ届くの?

入場券は告示日(4月6日)以降速やかに発送します。

▼入場券は必ずいるの?

入場券がない場合でも投票はできます。運転免許証など本人確認できるものがあるとスムーズに再発行できます。

▼投票場所はどこにあるの?

入場券に最寄りの投票所を記載してありますので、確認のうえ、記載されている投票所へお越しください。

▼期日前投票はいつからできるの?

町長及び町議会議員選挙の期日前投票の期間は告示日の翌日から4日間です。投票日当日に都合がつかない方はご利用ください。

- 期日/ 4月7日(水)~ 10日(土)
- 場所/若狭町中央公民館
  若狭町役場上中庁舎

さあ! 投票へ行こう!

　でも、「いざ投票!」と言っても、やっぱり緊張してしまいますね。初めて投票をする方もいると思いますので、次に投票のやり方についておさらいしてみましょう。

1 投票日の原則午前7時から午後8時までの間に、入場券を持って決められた投票所に行きます。

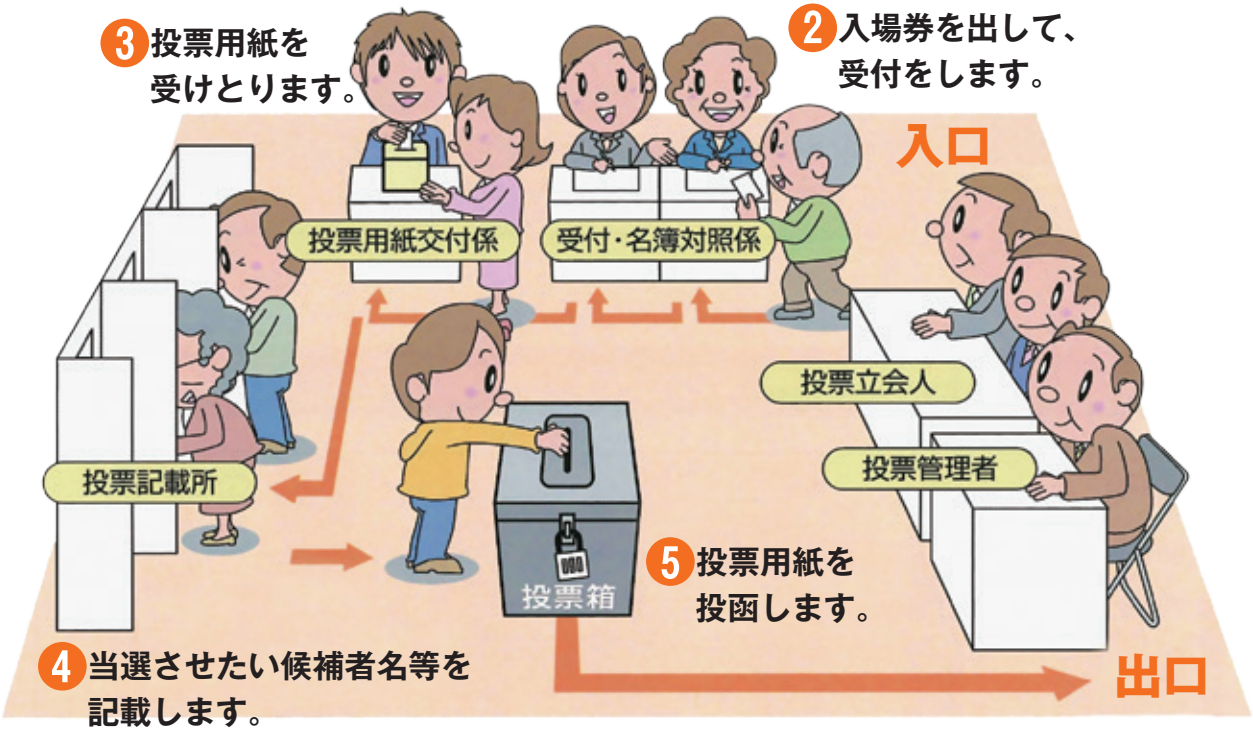

※今回の若狭町で行われる選挙のように、同日に2つの選挙が行われる場合は、もう1か所投票用紙交付係と投票記載所、投票箱が設置されていますので、1つ目を投票した後、再度投票用紙を受け取って投票してください。

※新型コロナウイルス感染症防止のため、投票所では、消毒液の設置や適宜換気を行います。恐れ入りますが、マスク着用と前の人との間隔を空けることにご協力をお願いします。

投票は朝から夜まで!

　投票時間は、朝7時～夜8時。地域によっては夜8時前に閉まる投票所もあるので、事前に入場券を確認しましょう。若狭町は第6投票所（みさき漁村体験施設）が夜7時までとなっています。

　また、期日前投票所での投票時間は、朝8時30分～夜8時までとなっています。

無効投票に注意!

　投票用紙に余計なことを書くと、せっかくの投票が無効になるので気をつけましょう。

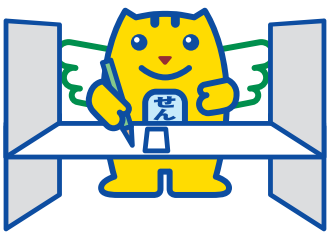

入場券を忘れても大丈夫!

　投票所入場券を無くさずに投票所へ持ってくることが一番ですが、もし、紛失したり、投票時に忘れたとしても本人確認ができれば大丈夫です。

　ただし、運転免許証など本人確認できるものがあるとスムーズに投票ができます。

知っておこう!

有権者が気をつけないといけない選挙のルール

選挙期間中、有権者は、特定の候補者の後援会に入って、当選させるための応援や、SNSやブログ、動画サイトなどで応援を呼びかけることなどできますが、それにもルールがあります。

知らないで行った場合でも、違反として取り締まられることになりますので、十分にご注意ください。

選挙運動…特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のこと。

以下の行為は処罰の対象となります。

※主なものを一部抜粋して紹介

1 有権者が電子メールを使った選挙運動

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者･政党等に限ります。有権者は候補者･政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。
（※公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）

※町長及び町議会議員選挙では政党等は電子メールを利用した選挙運動はできません。

2 18歳未満の選挙運動

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。
（※公職選挙法第137条の2、第239条）

3 HPや電子メールを印刷して頒布

選挙運動用のホームページや、候補者･政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。
（※公職選挙法第142条、第243条）

※町長及び町議会議員選挙では政党等は電子メールを利用した選挙運動はできません。

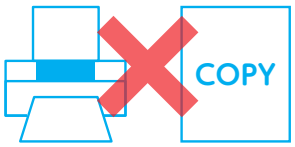

4 選挙運動期間以外の選挙運動

選挙運動は、公示･告示日から投票日の前日までしかすることができません。インターネットによる選挙運動も同様です。
（※公職選挙法第129条、第239条）

5 候補者に関した虚偽事項の公開

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます。
（※公職選挙法第235条第2項）

6 氏名を偽った通信

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます。
（※公職選挙法第235条の5）

7 悪質な誹謗中傷行為

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます。また、事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます。
（※刑法第230条第1項、第231条）

8 アルバイトで選挙運動

選挙運動は無償ボランティアが原則です。車上におけるウグイス嬢などの業務に従事する人を予め選挙管理委員会に届出することにより報酬を受取ることが認められる場合もありますが、これ以外は被買収の罪に該当します。
（※公職選挙法第221条第1項）

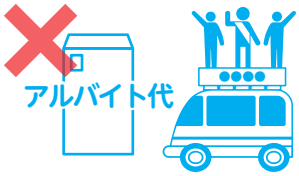

選挙で使われてはいけないお金の話

選挙犯罪で多いのが「買収」というお金が絡むものです。警察庁によると、令和元年の参議院選挙では、全国で47件の選挙違反行為があったとして59人を検挙したようです（選挙後90日時点）。

その中でも、買収に関する事件は4件で8人と、数こそは少ないですが、このように、政治家や政治家を志す者などが有権者に対して金品を贈る行為は禁止されています。

贈る側はもちろんですが、受け取る側についても「利益収受及び要求罪」として、贈った側と同様の刑罰が科せられますので注意してください。

かつて、昭和37年の参議院選挙では、選挙違反行為が12,389件、検挙者が2万人を超え、うち約半数が「買収」によるものであったと言う記録があります。

今でこそ、一人一人が公正な選挙に関して高い意識をもっているため、違反の数は減ってきていますが、今回だけでなく、今後も不正のない明るい選挙が続くことを願います。

公職選挙法第221条「買収及び利益誘導罪」

特定の候補者を当選または落選させる目的で、有権者や選挙運動員に金銭を渡すなどした場合に成立します。法定刑は3年以下の懲役・禁錮または50万円以下の罰金となります。

金銭ではなく、品物を渡したり、食事やお酒などを御馳走する行為も買収行為にあたるから気をつけてね。

選挙の主役は「あなた自身」！

下の画像は、令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクールで文部科学大臣・総務大臣賞を受賞した作品の1つです。

国や自治体を創るためには、住民が共に手を携えることが必要で、それを行うために「選挙」があることを訴える素晴らしい作品です。

さて、選挙について定められた公職選挙法には、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われること」（第1条（一部抜粋））を目的に、選挙の基本原則、管理執行の手続き、選挙運動のルールなど選挙全般にわたって規定しています。

令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品

選挙が本来の姿で行われるためには、もちろんこのような法律の規定も大切な事柄と言えますが、一方で私たち住民一人一人が選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして政治や選挙に十分関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策に対して正しい見る目を持ち、大切な自分の一票をすすんで投票することが民主主義ではとても大事なことだと言えます。

今回の町の選挙においても「主役」は言うまでもなく候補者でもなければ政党でもなく、私たち住民であり、あなた自身なのです。

2021年度 公演スケジュール

あべ弘士

おおたか静

あべ弘士・おおたか静流 0歳からのゆっくりゆったりコンサート 楽しい歌と絵本とライブドローイング

■絵本作家あべ弘士さんとNHKEテレ「にほんごであそぼ」に出演中のおおたか静流さん共演のスペシャルコンサート。
会場のみんなと一緒に作り上げる、楽しい歌とお絵描きのコンサートです。

開催日／**5月9日(日)** 開演／14:00
出演／あべ弘士、おおたか静流、Asu ※詳細はP20をご覧ください。

おおたか静流講演会～うたたび～

■世界中で活躍するおおたか静流さんが、国境を越え、ジャンルを超え、すべての垣根を取り払ったバリアフリーな活動理念をじっくりお話します。

開催日／**5月8日(土)** 入場無料　開演／19:00

あべ弘士展

■旭山動物園の飼育員から絵本作家になったあべ弘士さんの、動物を中心とした絵本のシルクスクリーン展。あべ弘士さんのギャラリートークも開催。

開催日／**5月1日(土)～5月16日(日)**
ギャラリートーク日時／**5月8日(土)** 17:30
会場／パレア若狭ギャラリー

ワークショップ あべ弘士さんとどうぶつをつくろう!

■あべ弘士さんと一緒にダンボールなど身近な材料を使って動物を作ります。動物のことをたくさん知っているあべさんが、どうやって動物の絵を描いたり作ったりしているか教えてもらおう!

開催日／**5月8日(土)** 時間／14:00～15:30
会場／パレア若狭研修室　参加費／お1人500円

古関裕而名曲コンサート

■NHK連続テレビ小説『エール』の主人公のモデルとなった国民的作曲家「古関裕而」さんの楽曲ほか名曲を、秋川雅史さんの歌声とともにオーケストラ演奏でお届けします。

開催日／**7月3日(土)**
開演／15:00予定　出演／秋川雅史

「渡辺徹がかこさとし作品を朗読」音楽付き朗読公演 宝くじ文化公演

■俳優としておなじみの渡辺徹によるやさしい語りと、実力派の劇団員による名作の朗読を、チェロとピアノの生演奏に乗せてお届けします。朗読作品は宮沢賢治の代表作と、福井県出身の作家、かこさとしさんの名作を予定しています。お楽しみに!

開催日／**12月5日(日)** 開演／14:00予定
出演／渡辺徹（朗読）　羽川真介（チェロ）
笈沼甲子（ピアノ）　石田公代（作曲／編曲）

今川裕代デュオコンサート with リトルピアニスト

■若狭町のふるさと大使「今川裕代さん」とNHK交響楽団メンバーでヴァイオリンの高井さんとのデュオコンサート!!
リトルピアニストも募集。ピアノアカデミーにより、演奏に磨きをかけたリトルピアニストの公演での成果発表も予定しています!

開催日／**令和4年3月6日(日)** 開演／14:00予定
出演／今川裕代、高井敏弘、リトルピアニスト予定

※上記の内容は、予告なく変更になる場合がございます。
※料金等公演の詳細は、今後随時公開します。

案内 チケット 託児　若狭町パレア文化課　Tel:0770-62-2506（チケットカウンター）

パレア若狭 音楽ホール

「音楽ホール練習プラン」を利用しませんか

文化活動を応援するため、練習プランおよび通常のホール使用料を半額にしています。

■「コンクールがあるから、ホールでちょっと練習したい」「発表会の前に、ちょっとホールでピアノを弾いてみたい」そんな声にお応えするために、気軽に音楽ホールで練習できる「音楽ホール練習プラン」があります。

「音楽ホール練習プラン」とは?
練習プランは1時間単位の料金設定なので、低価格でご利用いただけます。但し、予約は使用する日の1ヶ月前から可能です。
※ご予約は前日までにお願いします。

ピアノ使用料
1,250円／時間（スタインウエイ　D-274）、750円／時間（ヤマハ　CFⅢSA）
※詳細はお気軽にお問合せください。

音楽ホール使用料
（ただいまコロナ割引実施中）
1,000円／時間（8:30～18:00）
→ 500円／時間
1,500円／時間（18:00～22:00）
→ 750円／時間
※最長利用8時間まで
※土日祝日は20%加算

案内チケット　若狭町パレア文化課　Tel:0770-62-2508

パレア若狭 ギャラリー

自然写真展「ときめきの余韻」太田祐貴

■「身近な自然を愛でる」がテーマの写真展です。約20点を展示予定です。ご覧いただけたら幸いです。

展示期間／
3月20日(土)～3月29日(月) 火曜休館
時間／9:00～20:00
※初日は10:00から最終日は17:00まで

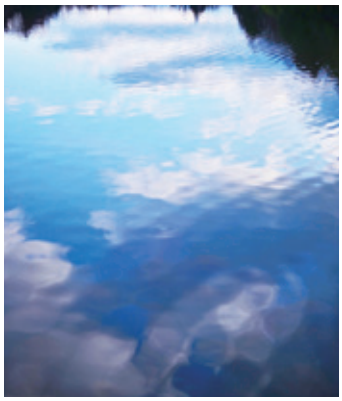

若狭町立図書館 リブラ館

Tel.0770-45-9115 Fax.0770-47-5363

にじいろのおはなし会

■図書館リブラ館こどもひろばにて、毎月第4土曜日14:00に紙芝居をします。参加無料で、赤ちゃんから参加できます。

開催日／**令和3年4月24日(土)**
時間／14:00～
場所／図書館リブラ館　こどもひろば
内容／ボランティア「にじの会」さんによる紙芝居
料金／無料

図書館からのオススメ本

『コロナの時代を生きるためのファクトチェック』
立岩陽一郎／著

日々、更新され、洪水のようにあふれかえる新型コロナウイルス関連のニュースや噂。しかし「トイレットペーパーが品薄になる」「お湯を飲めばウイルスを退治できる」という珍説を信じて実行した人たちもいました。ニュースや新聞、あるいはネットから流れてきた情報が、はたして正しいのか、間違っているのか。
情報の真偽を確かめる「ファクトチェック」を身につけることは、コロナと共生する社会を生きるうえで必須となります。この本では児童向けに、これまで人々を混乱させたニュースたちが本当だったのか、デタラメだったのかをわかりやすく伝えています。

若狭町歴史文化館

史跡西塚古墳発掘調査速報展の見どころ!!～北陸最古級の人物埴輪と馬形埴輪の発見～

人物埴輪と馬形埴輪は、新しい埴輪の祭りとして取り入れられた埴輪です。人物と馬形埴輪の出土は、若狭も古墳時代にいける最先端な埴輪のお祭りをしていたことを示す貴重な発見です。現在、若狭町歴史文化館の企画展示室で人物と馬形埴輪を展示しておりますので、是非、本物の埴輪を見ていただければ幸いです。

写真でたどる 若狭町の歴史遺産 No.9

八丁塚（経塚）

かつて丹後街道は、若狭町安賀里から有田の南側を通り、須上坂を越えて小浜方面へ通じていました。八丁塚の石碑は、その坂の手前、鳥羽方面に通じる町道沿いにあります。八丁とは、下吉田、有田、安賀里からそれぞれ八丁（約900m）の距離にあることからこのように呼ばれています。この石碑は経典を埋めていることを示すものですが、道しるべの役割もありました。

西小浜　東はつるが　南京
石書法華塚
北鳥羽谷の道と知るべし